

入札監理小委員会における審議結果報告

①「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）」

②「刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

① 刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）

事業主に対して、刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就労状況を把握する。

② 刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）

刑務所出所者等就労支援事業のうち、職場体験講習、試行雇用助成金、セミナー及び事業所見学会に要する経費の支給等を委託する。

○事業期間

①及び②の事業ともに、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間（第3期目）

○事業の目的

刑務所出所者等の就労の確保は、その再犯を防止し、改善更生を図る上で極めて重要であるところ、厚生労働省と法務省が連携の下、矯正施設・更生保護関係機関と職業安定機関との連携を体制の強化を図り、刑務所出所者等に対する就労支援を実施している。

本事業は、①刑務所出所者等の雇用の促進及び刑務所出所者等を雇用する事業主に対する支援策の充実強化を図ること、②円滑に事業を開始するとともに、実施後速やかに経費の支給を行うことを目的としている。

(2) 選定の経緯

本事業は、随意契約（平成29年度は企画競争、平成30年度・令和元年度は公募）で実施してきたところ、1者応札が継続しており競争性に課題が認められる事業として、公共サービス改革基本方針（令和元年7月9日閣議決定）別表において選定された。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

事業①については、競争性の確保、事業②については、競争性の確保及び確保されるべき質において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難とされていたところ、論点と対応結果は以下のとおり。

【論点】

事業②について、確保されるべき質「トライアル雇用結果報告書兼試行

雇用助成金支給申請書を受理してから、6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であること。」を達成するための検討

【対応】

目標が達成できない要因として、申請書に不備があった場合における申請者側の対応の遅れが主であるところ、申請者が正しい申請ができるように、審査書類や審査項目の見直し、必要書類を明確化するとともに、実際に申請するに当たって、わかりやすいチェックリストを作成するなどすることとした。(資料3-2-2 32/67 ページ)

3. その他の修正変更について

【①の事業について】

○協力雇用主等支援員の例示記載の削除

協力雇用主等支援員について、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者配置することを例示していたが、これらの者の配置が必須又は人材確保が困難であると感じてしまうとの事業者の意見を踏まえ、例示の記載を削除した。(資料3-2-1 6/45 ページ)

○総合評価落札方式の評価項目の変更

「国又は地方公共団体から類似の事業を受託した実績」及び「自主事業として類似の事業を実施した実績」を評価項目としていたが、「類似の事業を実施した実績」のみに変更(資料3-2-1 20/45 ページ)

【②の事業について】

○資格等級の追加

入札参加資格の資格等級について、「D」を追加(資料3-2-2 7/67 ページ)

【①及び②の事業について】

○新規事業者の参入を促進するための広報活動

①の事業については、他部局・他省に聞き取るなどして類似事業に実績のある事業者を把握して周知、応札の呼びかけを行った。実施要項案作成に当たっては、仕様書等受取事業者を中心に意見聴取を実施するとともに、改めて応札検討を依頼した。入札公告に向け、引き続き周知を図ることとしている。

また、②の事業については、仕様書受取事業者への意見聴取、検討依頼に加え、これまで接触の少なかった事務代行サービスを実施する事業者への事業説明、周知を開始しており、引き続き周知を図ることとしている。

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

刑務所出所者等の就労に関するニーズの把握方法、関係機関とのコンタクトやどのような情報を入手することができるかなどを具体的に記載し、これまで全くこのような事業に関わったことがない事業者からも参入してもらうため、間口を広げる工夫を検討していただきたい。

【対応 1】

刑務所出所者等の就労に関するニーズの把握については、従来の事業実施方法に追記した。（資料 3-2-1 33/45 ページ）

また、具体的な事業の取組内容については、民間事業者の創意工夫を取り入れるため、実施要項（案）で詳細まで定めないものの、関係機関との連携やこの事業がどういうものなのかなどについては、仕様書配布時等に丁寧に説明していくこととする。

【論点 2】

厚生労働省の担当職員との定期的な会議について、仕様書では、ウェブ会議などの実施に際しての補足説明が記載されているところ、実施要項（案）にも記載し、仕様書との整合性を図る方がいいのではないか。

【対応 2】

会議の実施方法について、仕様書と同様の内容を実施要項（案）にも記載した。（資料 3-2-1 6/45 ページ、資料 3-2-2 5/67 ページ）

5. パブリックコメントの対応について

令和 3 年 10 月 1 日（金）から同月 14 日（木）までパブリックコメントを実施した結果、3 件の意見があったところ、1 件のみ文言の形式的な修正を行った。